

総務省告示第四百四十号

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴い、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二條第二項の規定に基づき、総務大臣が定める日は次のとおりとする。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣 片山 善博

平成二十四年一月一日

附 則

この告示は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行の日から施行する。